

長崎県地域づくりネットワーク協議会助成事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、長崎県地域づくりネットワーク協議会（以下「協議会」という。）規約第3条の規定に定める第1号会員（以下「会員」という。）相互又は会員と他団体との交流を促進するとともに、会員の資質向上を図るために実施する研修会等の活動（以下「活動」という。）に係る助成事業に関する必要事項を定める。

(助成の対象等)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）、経費、助成率及び限度額は、別表第1のとおりとする。

2 助成の対象は会員のうち、入会から半年以上を経過し、年会費を納入している会員とする。

3 助成対象事業は、1会員あたり1事業とする。

(申 請)

第3条 助成を受けようとする会員は、別表第2に掲げる書類を協議会規約第5条第2項に定める会長（以下「会長」という。）に対し、市町を経由して提出するものとする。

2 前項の書類は事業実施の2箇月前までに提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第4条 会長は、前条の規定により会員が提出した書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、申請を行った会員に対し通知する。

(完了報告)

第5条 前条の規定による決定通知を受けた会員は、事業が完了したときは1箇月以内に、別表第3に掲げる書類を会長に対し、市町を経由して提出するものとする。

(助成金の額の確定及び交付)

第6条 会長は、前条の規定により会員が提出した書類を審査し、第4条の規定による交付決定の内容に適合すると認めるときは、実績報告を行った会員に対し通知するとともに、助成金を交付する。

(概算払いの請求)

第7条 前条の規定にかかわらず、第4条の規定による決定通知を受けた会員が、助成金概

算払いを希望する場合は、概算払請求書(様式第9号)(以下「請求書」という。)を会長に対し、市町を経由して提出するものとする。

2 前項の請求書は事業実施の1箇月前までに提出しなければならない。

3 請求書の「1. 助成金(概算払い)請求額」は、第4条の規定により決定された助成金の額の4分の3以内とする。

4 概算払いを受けた会員は、事業が完了したときは速やかに別表第3に掲げる書類を完了報告書として会長に対し、市町を経由して提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月2日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。